

## 合理的な配慮（解説）

（合理的な配慮）

第9条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。

- (1) 保育、教育及び療育の実施をするとき。
- (2) 居住する場所の確保及び居住の継続に係る支援を行うとき。
- (3) 就労に係る相談及び支援を行うとき。
- (4) 意思疎通を図るとき、及び不特定多数の者に情報を提供するとき。
- (5) 行事を開催するに当たり、情報の提供及び通信を行うとき。
- (6) 移動の支援を行うとき。
- (7) 道路、建物その他の施設の整備及び管理を行うとき。
- (8) サービスを提供するとき。
- (9) 防災に関する事業を実施するとき、及び災害が発生したとき。
- (10) 医療又はリハビリテーションを提供するとき。
- (11) 選挙等を行うとき。
- (12) 労働者の募集、採用及び労働条件を決定するとき。
- (13) その他社会的障壁が生じているとき。

2 市民は、前項各号に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をするように努めなければならない。

3 市は、市民及び事業者が合理的な配慮を容易に行うことができるよう、必要な支援措置を講ずるものとする。

## 解説

## 1 第1項

本項は、小金井市及び事業者による合理的な配慮の提供について定めた規定です。

小金井市及び事業者による合理的な配慮の提供を**法的な義務**として規定しています。事業者による合理的な配慮の提供については、小金井市条例制定時は**努力義務**としていましたが、平成30年10月1日に施行された都条例で義務付けられている（都条例第7条第2項）ことや、令和3年5月に改正された差別解消法（令和3年6月4日公布、**公布の日から3年以内に令和6年4月1日施行**）において義務化されていることに伴い、**義務化同様の扱い**としました。

合理的な配慮の提供は、第2条の定義規定において「障害者の求めに応じて」と定めており、障害者の意思を尊重して、そのニーズに的確に応じて提供されるべきであります。さらに個別の状況にも応じた適切な配慮が必要であることから、「当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて」と明記しています。

また、地域生活において、合理的な配慮の例示が必要と考えられるそれぞれの生活場面についての規定をしています。

その実施にあたっては、小金井市条例第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、当事者のニーズを尊重し、それぞれの障害に応じて工夫する必要があります。